

(当初実施年月日

平成9年3月5日)

工学研究科博士後期課程学位論文の審査等に関する取扱内規

平成16年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び大分大学大学院工学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第13条第3項の規定に基づき、大分大学大学院工学研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）における学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において「課程博士」とは、学位規程第3条第3項の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規程第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

(予備審査)

第3条 博士の学位を得ようとする者は、学位規程第4条第2項又は第3項に規定する学位授与の申請に先立ち、予備審査を経なければならない。

第2章 課程博士

(申請資格)

第4条 学位授与を申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 後期課程に2年6月以上3年未満在学する者で研究科規程第7条に定める単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者、又は論文提出日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込みが確実な者で、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (2) 後期課程に6月以上在学する者で、研究科委員会が大分大学大学院学則第41条第1項ただし書に該当すると認めた者、ただし、同第2項に該当する場合には、2年6月（博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学する者
- (3) 後期課程に3年以上在学する者で所定の単位を修得した者、又は論文提出日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込みが確実な者で、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (4) 後期課程に3年以上在学した者で所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者で、退学したときから1年を超えない者

(予備審査の申請)

第5条 前条第1号、第3号及び第4号に定める者は、主指導教員の承認を得て、1月、4月、

7月又は10月のいずれかの月に開始される予備審査を申請することができる。

2 前項の予備審査の申請期間は、次のとおりとする。

予備申請	予備申請の期間
1月予備審査	1月1日から3月の第2金曜日まで
4月予備審査	4月1日から6月の第2金曜日まで
7月予備審査	7月1日から9月の第2金曜日まで
10月予備審査	10月1日から12月の第2金曜日まで

3 前条第2号に定める者は、研究科委員会が指定する時期に主指導教員の承認を得て、学位審査の予備申請をすることができる。

4 予備審査の申請は、予備審査申請書（様式課程博士1）を大分大学大学院工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

（予備審査委員会）

第6条 研究科長は、前条の申請を受理したときは、予備審査委員会を設置しなければならない。

2 予備審査委員会は、申請者が所属する専攻長からの予備審査委員会委員候補者の推薦（様式課程博士2）に基づき、申請者ごとに次の各号に掲げるとおり構成するものとする。

（1） 主指導教員を含め4名以上とする。

（2） 前号の委員に3名以上の後期課程研究指導担当教員を含むものとし、それ以外の委員については、後期課程担当教員又は研究科長が必要と認める次のいずれかの者とする。

ア 工学研究科以外の研究科の教員

イ 大分大学以外の大学院又は研究所等に所属する者

ウ 大分大学を退職した者であって、大分大学在職時に後期課程研究指導担当資格を有していたもの

（3） 前号アからウの委員は、2名を超えないものとする。

（4） 第2号アからウの委員を置く場合は、その推薦に当たり、当該委員候補者の略歴書（研究歴を含む。）を添えるものとする。この場合において、同号ア又はイの委員を推薦するときは、後期課程研究指導担当教員に相当する当該所属機関の資格の有無を、略歴書に記載するものとする。

3 予備審査委員会に委員長を置き、原則として、申請者の主指導教員をもって充てるものとする。ただし、やむを得ないときは、前項第1号の委員のうちから互選により選出する。

（予備審査の方法）

第7条 予備審査委員会は、申請者に学位論文の草稿、学位論文要旨（様式課程博士3）、論文目録（様式課程博士4）、発表した学術論文等の提出を求め、学位論文提出要件充足の有無及び内容の新規性、有用性、学位論文の完成度などに留意して審査を行うものとする。

（予備審査結果の報告）

第8条 予備審査委員会は、審査結果を予備審査を付託された日から次の予備審査が開始される月の前月の第3金曜日までに予備審査結果報告書（様式課程博士5）により研究科長に報告するものとする。

第9条 研究科長は、予備審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

第10条 予備審査の結果、学位論文審査申請を認められた者は、直近の学位論文審査時期に学位論文の申請（以下「本申請」という。）を行うものとする。

2 予備審査の結果、本申請に値すると認められなかった申請者は、論文内容等を整備して、改めて予備審査の申請を行うことができる。

（本審査の申請）

第11条 本申請の申請時期は、当該期の予備審査申請が終了する月の末日までとする。

2 本審査の申請は、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 学位申請書（様式課程博士6） | 1部 |
| (2) 学位論文 | 審査委員数+1部 |
| (3) 論文目録（様式課程博士4） | 審査委員数+1部 |
| (4) 学位論文の要旨（様式課程博士3） | 審査委員数+1部 |
| (5) 学術論文等 | 審査委員数+1部 |
| (6) 履歴書（様式共通1） | 1部 |

（審査の付託）

第12条 研究科長は、本申請を受理したときは、研究科委員会の審議を経て学位論文審査委員会（以下「本審査委員会」という。）を設置しなければならない。

（本審査委員会）

第13条 本審査委員会は、申請者が所属する専攻長からの本審査委員会委員候補者の推薦（様式課程博士7）に基づき、申請者ごとに次の各号に掲げるとおり構成するものとし、原則として、委員は、予備審査委員会委員と同じとする。

- (1) 主指導教員を含め4名以上とする。
- (2) 前号の委員に3名以上の後期課程研究指導担当教員を含むものとし、それ以外の委員については、後期課程担当教員又は研究科長が必要と認める次のいずれかの者とする。

ア 工学研究科以外の研究科の教員

イ 大分大学以外の大学院又は研究所等に所属する者

ウ 大分大学を退職した者であって、大分大学在職時に後期課程研究指導担当資格を有していたもの

- (3) 前号アからウの委員は、2名を超えないものとする。
- (4) 第2号アからウの委員を置く場合は、その推薦に当たり、当該委員候補者の略歴書（研究歴を含む。）を添えるものとする。この場合において、同号ア又はイの委員を推薦すると

きは、後期課程研究指導担当教員に相当する当該所属機関の資格の有無を、略歴書に記載するものとする。

- 2 本審査委員会に委員長を置き、原則として、申請者の主指導教員をもって充てるものとする。ただし、やむを得ないときは、前項第1号の委員のうちから互選により選出する。

(学位論文の公聴会)

第14条 本審査委員会は、論文審査の一環として、学位論文の公聴会を開催するものとする。

- 2 本審査委員会は、学位論文の公聴会の開催日程等を原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、各専攻及び関係学科等に掲示をもって公示するものとする。

(学位論文の閲覧)

第15条 本審査委員会は、審査開始後公聴会終了までの期間、学位論文を後期課程担当教員が閲覧できるように措置する。

- 2 学位論文の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に委員長に直接意見を申し出ることができる。

(学位論文審査等の実施)

第16条 本審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

- 2 本審査委員会は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口答試問又は筆答試問により行う。

(論文審査結果等の審議)

第17条 本審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値する可否かを議決する。

- 2 前項の議決は、審査委員の3分の2以上で決するものとする。
- 3 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

(論文審査結果の報告)

第18条 本審査委員会は、審査を付託された日の翌月の末日までに審査結果を次の書類に記載し、研究科長に報告しなければならない。

- (1) 課程博士論文審査結果の要旨(様式課程博士8)
- (2) 論文審査の結果及び最終試験の結果報告書(様式課程博士9)

(学位授与の審議及び議決)

第19条 研究科長は、前条の報告に基づき研究科委員会を開催し、学位授与の可否を決定するものとする。

- 2 前項の研究科委員会の審議及び議決は、学位授与判定委員会によって行う。議事は、委員の3分の2以上(代理出席を認める)の出席を要し、学位論文審査結果及び最終試験結果報告書の本審査委員会主査による報告に基づき、学位授与要件を審議する。異議がない場合には、学

位授与要件を満たしているものとして、学位授与を可と決定するものとする。

(学位授与に係る報告)

第20条 研究科長は、前条の決定があったときは、速やかに学位規程に定める事項を学長に報告しなければならない。

(課程博士審査の日程等)

第21条 課程博士の学位論文審査の日程及びプロセスは、概ね別表1のとおりとする。

第3章 論文博士

(申請資格)

第22条 学位規程第4条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者（以下「論文博士申請者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 後期課程に相当する課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者。ただし、第4条第4号に該当する者を除く。
- (2) 大学院の博士前期課程又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した者で、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者以外で10年以上の研究歴を有する者

2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学の職員として研究に従事した期間
- (2) 大学の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他研究科委員会において前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

(論文予備審査の申請)

第23条 論文博士申請者は、論文博士審査申請をする前に、論文の内容に関連のある研究指導担当の教授又は准教授の推薦を受けて、論文予備審査を受けなければならない。

2 論文予備審査の申請は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 予備審査申請書（様式論文博士1） 1部
- (2) 履歴書（様式共通1） 1部
- (3) 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部

(予備審査の申請時期)

第24条 論文予備審査の申請時期は、第5条第1項及び第2項に定める時期とする。

(論文予備審査の付託)

第25条 研究科長は、論文予備審査の申請があったときは該当する専攻長に通知するとともに、学位論文の審査の申請に値するか否かを決定するため、論文予備審査委員会を組織し、論文予備審査を付託するものとする。

(論文予備審査委員会)

第26条 論文予備審査委員会は、推薦教員の所属する専攻長からの論文予備審査委員会委員候補者の推薦(様式論文博士2)に基づき、論文博士申請者ごとに次の各号に掲げるとおり構成するものとする。

(1) 主指導教員を含め4名以上とする。

(2) 前号の委員に3名以上の後期課程研究指導担当教員を含むものとし、それ以外の委員については、後期課程担当教員又は研究科長が必要と認める次のいずれかの者とする。

ア 工学研究科以外の研究科の教員

イ 大分大学以外の大学院又は研究所等に所属する者

ウ 大分大学を退職した者であって、大分大学在職時に後期課程研究指導担当資格を有していたもの

(3) 前号アからウの委員は、2名を超えないものとする。

(4) 第2号アからウの委員を置く場合は、その推薦に当たり、当該委員候補者の略歴書(研究歴を含む。)を添えるものとする。この場合において、同号ア又はイの委員を推薦するときは、後期課程研究指導担当教員に相当する当該所属機関の資格の有無を、略歴書に記載するものとする。

2 論文予備審査委員会に委員長を置き、原則として、論文博士申請者の推薦教員をもって充てるものとする。ただし、やむを得ないときは、前項第1号の委員のうちから互選により選出する。

(論文予備審査の方法)

第27条 論文予備審査委員会は、論文博士申請者に学位論文、学位論文要旨(様式論文博士3)、論文目録(様式論文博士4)、発表した学術論文等の提出を求め、学位論文提出要件充足の有無及び内容の新規性、有用性、学位論文の完成度などに留意して審査を行うものとする。

(論文予備審査結果の報告)

第28条 論文予備審査委員会は、審査結果を論文予備審査を付託された日から次の論文予備審査が開始される月の前月の第3金曜日までに予備審査結果報告書(様式論文博士様式5)により研究科長に報告するものとする。

(論文予備審査の結果の通知)

第29条 研究科長は、論文予備審査の結果を研究科委員会に報告するとともに論文博士申請者に報告するものとする。

(審査の申請)

第30条 審査の結果、申請を認められた論文博士申請者は、直近の学位論文審査時期に論文博士審査の申請(以下「論文博士本申請」という。)を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第31条 論文博士本申請は、推薦教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等に、学位論文審査手数料を添え研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 学位申請書（様式論文博士6） | 1部 |
| (2) 学位論文 | 審査委員数＋1部 |
| (3) 論文目録（様式論文博士4） | 審査委員数＋1部 |
| (4) 学位論文の要旨（様式論文博士3） | 審査委員数＋1部 |
| (5) 学術論文等 | 審査委員数＋1部 |
| (6) 履歴書（様式共通1） | 1部 |
| (7) 最終学歴の卒業又は修了証明書 | 1部 |
- （審査の付託）

第32条 研究科長は、前条の申請を受理したときは、研究科委員会の審議を経て学位論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）を設置しなければならない。

（論文審査委員会）

第33条 論文審査委員会は、推薦教員の所属する専攻長からの論文審査委員会委員候補者の推薦（様式論文博士7）に基づき、論文博士申請者ごとに次の各号に掲げるとおり構成するものとし、原則として、委員は、論文予備審査委員会委員と同じとする。

- (1) 主指導教員を含め4名以上とする。
- (2) 前号の委員に3名以上の後期課程研究指導担当教員を含むものとし、それ以外の委員については、後期課程担当教員又は研究科長が必要と認める次のいずれかの者とする。

ア 工学研究科以外の研究科の教員

イ 大分大学以外の大学院又は研究所等に所属する者

ウ 大分大学を退職した者であって、大分大学在職時に後期課程研究指導担当資格を有していたもの

- (3) 前号アからウの委員は、2名を超えないものとする。
- (4) 第2号アからウの委員を置く場合は、その推薦に当たり、当該委員候補者の略歴書（研究歴を含む。）を添えるものとする。この場合において、同号ア又はイの委員を推薦するときは、後期課程研究指導担当教員に相当する当該所属機関の資格の有無を、略歴書に記載するものとする。

2 論文審査委員会に委員長を置き、原則として、申請者の推薦教員をもって充てるものとする。ただし、やむを得ないときは、前項第1号の委員のうちから互選により選出する。

（学位論文の公聴会）

第34条 論文審査委員会は、論文審査の一環として、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 論文審査委員会は、学位論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前まで論文博士本申請者に通知するとともに、各専攻及び関係学科等に掲示をもって公示するものとする。

る。

（学位論文の閲覧）

第35条 論文審査委員会は、審査開始後公聴会終了までの期間、学位論文を博士後期課程担当教員が閲覧できるように措置する。

2 学位論文の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に委員長に直接意見を申し出ることができる。

（学位論文審査等の実施）

第36条 論文審査委員会は、論文審査及び試験並びに学力の確認を行う。

2 論文審査委員会は、試験及び学力の確認の実施に関し必要な事項を論文博士本申請者に通知するものとする。

3 試験及び学力の確認は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口答試験又は筆答試験により行う。

（論文審査結果等の審議）

第37条 論文審査委員会は、論文審査及び試験の結果並びに学力の確認の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 前項の議決は、論文審査委員の3分の2以上により決するものとする。

3 論文審査及び試験並びに学力の確認の評価判定は、合格又は不合格とする。

（論文審査結果の報告）

第38条 論文審査委員会は、審査を付託された日の翌月の末日までに審査結果を次の書類に記載し、研究科長に報告しなければならない。

（1） 学位論文審査結果の要旨（様式論文博士8）

（2） 学位論文審査結果、試験及び学力の確認結果報告書（様式論文博士9）

（学位授与の審議、議決）

第39条 研究科長は、前条の報告に基づき研究科委員会を開催し、学位授与の可否を決定するものとする。

2 前項の研究科委員会の審議及び議決は、学位授与判定委員会によって行う。議事は、委員の3分の2以上（代理出席を認める）の出席を要し、学位論文審査結果及び最終試験結果報告書の本審査委員会主査による報告に基づき、学位授与要件を審議する。異議がない場合には、学位授与要件を満たしているものとして、学位授与を可と決定するものとする。

（学位授与に係る報告）

第40条 研究科長は、前条の決定があったときは、学位規程に定める事項を速やかに学長に報告しなければならない。

（論文博士審査の日程等）

第41条 論文博士の学位論文審査の日程及びプロセスは、概ね別表2のとおりとする。

付 記

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

付 記

この内規は、平成18年3月8日から実施する。

付 記

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

付 記

この内規は、平成24年3月7日から実施する。

付 記

この内規は、平成25年10月2日から実施する。

付 記

この内規は、平成26年3月5日から実施する。

付 記

この内規は、平成29年9月6日から実施する。

付 記

この内規は、令和3年4月1日から実施する。

付 記

この内規は、令和5年6月14日から実施する。

付 記

この内規は、令和7年10月1日から実施する。